

◎議長（青野隆一議員）

皆さん、おはようございます。

これより、令和3年11月臨時会を開会いたします。

出席議員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めます。

まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、4番 大類好彦議員、5番 小関英子議員、6番 塩原未知子議員、以上の3名を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。この際、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 奥山 格 議員 登壇〕

◎議会運営委員長（奥山 格 議員）

おはようございます。議会運営委員会の審査の結果についてご報告申し上げます。

去る11月17日招集告示になりました今臨時会に係る議会運営委員会を、11月25日午前10時から、市役所会議室において開催いたし、当局から総務課長並びに財政課長の出席を求め、提出議案の概要を聴取しながら、会期及び議事日程について慎重に審査を行ったところであります。

その結果、今臨時会の会期につきましては、皆様方のお手元に配付いたしております会期日程表のとおり、本日1日とすることに、意見の一致をみた次第であります。

何とぞ、当委員会の決定に対し、議員各位のご賛同をお願い申し上げ、ご報告といたします。

◎議長（青野隆一議員）

お諮りいたします。今臨時会の会期は、ただ今、議会運営委員長から報告がありましたとおり、本日1日とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野隆一議員）

ご異議なしと認めます。よって、今臨時会の会期は、本日1日とすることに決しました。

次に、日程第3、諸般の報告についてであります。この際、事務局長をして、報告いたさせます。

◎事務局長（横沢康子君）

命によりまして、ご報告申し上げます。

先に配付いたしました議案書等綴りの後ろのほうに関係書類がございますので、ご参照願います。

最初に、令和3年9月28日付け及び10月26日付けで、監査委員より議長宛てに、9月及び10月に実施しまし

た例月出納検査の結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定により報告がありました。

また、令和3年10月26日付けで、10月に実施しました定例監査の結果について、同法第199条第9項の規定により報告がありました。

それぞれ、その写しを配付いたしておりますので、ご参照願います。

次に、令和3年11月16日付けで、市長から議長宛てに、地方自治法第180条第2項の規定により、損害賠償について専決いたしました旨の報告がありました。

その写しを配付いたしておりますので、ご参照願います。

以上で、報告を終わります。

◎議長（青野隆一議員）

以上で、諸般の報告を終わります。

続いて、議案の上程を行います。

日程第4、議第72号「令和3年度尾花沢市一般会計補正予算（第7号）」から、日程第6、議第74号「尾花沢市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」までの3案件を一括上程いたします。

この際、市長より提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 菅根光雄 君 登壇〕

◎市長（菅根光雄君）

おはようございます。本臨時会に提案しました予算議案の概要について説明いたします。

議第72号「令和3年度尾花沢市一般会計補正予算（第7号）」についてですが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ2,511万2,000円を追加し、予算の総額を120億5,473万1,000円とするものです。

歳出については、ふるさと納税ホームページ改修等業務委託料、新型コロナウイルスワクチン接種事業関連業務委託料などを追加するものです。

歳入については、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金を追加するものです。

次に一般議案の概要についてご説明申し上げます。

議第73号「尾花沢市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、山形県人事委員会勧告に準じ、一般職の職員に対して支給する期末手当の支給割合を改定するため、提案するものです。

議第74号「尾花沢市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、特別職の職員に対して支給する期末手当の支給割合を改定するため、提案するものです。

以上が、今臨時会に提案いたしました議案の概要ですが、審議の過程において、必要に応じて関係課長から説明いたさせますので、慎重なご審議の上、原案のとおりご可決くださいますようお願い申し上げ、説明を終わります。

◎議長（青野隆一議員）

続いて、議案の審議を行います。

この際、お諮りいたします。日程第7、議第72号「令和3年度尾花沢市一般会計補正予算（第7号）」から、日程第9、議第74号「尾花沢市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」までの3案件の審議については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野隆一議員）

ご異議なしと認めます。よって、3案件の審議については、委員会付託を省略することに決しました。

まず、日程第7、議第72号「令和3年度尾花沢市一般会計補正予算（第7号）」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野隆一議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第72号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野隆一議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第72号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第8、議第73号「尾花沢市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野隆一議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第73号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野隆一議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第73号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第9、議第74号「尾花沢市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野隆一議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第74号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野隆一議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第74号は、原案のとおり決しました。

以上で、本臨時会に付議されました議案の審議は、全部終了いたしました。

以上で、本日の会議を閉じます。これをもって、令和3年11月臨時会を閉会いたします。大変ご苦勞様でございました。

閉会 午前10時12分